

## 中空知保健医療福祉圏域連携推進会議の体制について

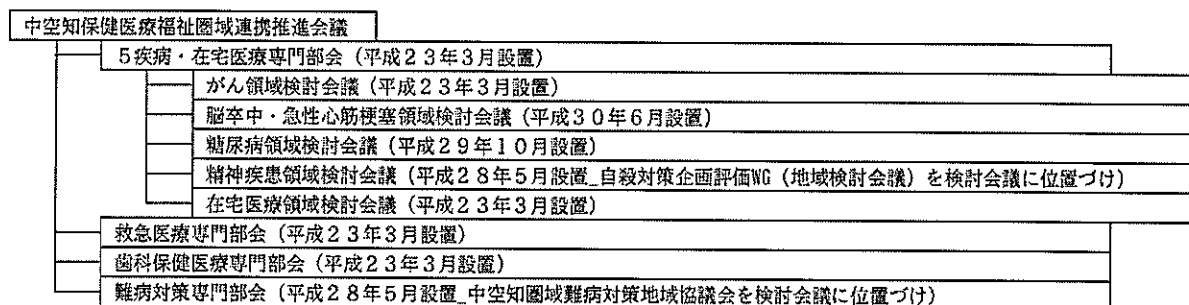
### 1 これまでの体制

中空知地域における保健医療福祉施策を総合的かつ一体的な推進を図ることを目的に本会議を設置し、下部組織として4部会、更に「5疾病・在宅医療専門部会」に領域検討会議を常設設置して、中空知圏域の現状・課題を整理し、事業の進捗管理・評価を行いながら、道医療計画の推進に取り組んできたところ。

#### 【役割】

- 設置要綱
  - 1 地域の保健医療福祉に関すること
  - 2 連携推進会議の目的達成のために必要と認められる事項に関すること
- 道医療計画
  - 1 生活習慣病などの発症予防の取組に関すること
  - 2 医療連携体制の構築に関すること
  - 3 介護・福祉との連携等についての協議に関すること
  - 4 医療計画の進捗状況の検証に関すること

#### 【体系図】



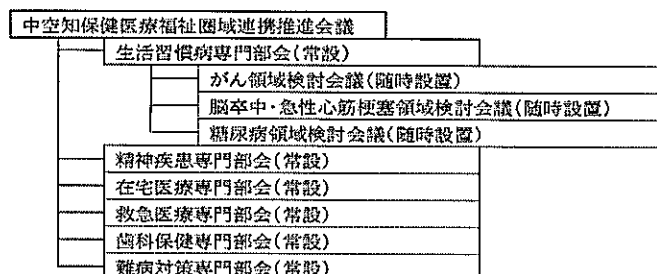
### 2 現状と課題

- 「各領域検討会議」での協議事項について、「5疾病・在宅医療専門部会」を介さずに「中空知保健医療福祉圏域連携推進会議」において検討会議単位での報告等を行っており、平成30年度から「5疾病・在宅医療専門部会」は休止状態となっている。
- 5疾病のうち、「がん」「脳卒中・急性心筋梗塞」「糖尿病」については、共通する取組として「予防対策の充実」「検診受診率の向上」「地域連携の充実」があり、その対応策については、一体的な取組など、施策を関連させた検討を行う必要性もある。

### 3 今後の体制について

- 休止状態にある「5疾病・在宅医療専門部会」において、「がん」「脳卒中・急性心筋梗塞」「糖尿病」「精神疾患」「在宅医療」のすべての領域に係る施策の検討・推進に向けた協議を行うことは難しいことから、「5疾病・在宅医療専門部会」は廃止する。
- 検討会議として設置している「がん領域」「脳卒中・急性心筋梗塞領域」「糖尿病領域」については、生活習慣病対策として、課題の解消、施策の推進に向け、対応策を関連させた検討を行う必要性もあることから、新たに「生活習慣病専門部会」として設置する。
- 国や道の動向などにより領域に特化した検討が必要な場合には、個別検討会議の設置を検討し、施策の方向性など、具体的な検討を進める。
- 「精神疾患領域検討会議」「在宅医療領域検討会議」については、「5疾病・在宅医療専門部会」の廃止や新たな専門部会の設置と合わせ、今後は「専門部会」として、領域に係る施策の検討・推進に向けた協議を進める。

#### 【新たな体系図】



- 「生活習慣病専門部会」「精神疾患専門部会」「在宅医療専門部会」の構成員については、これまでの検討会議のメンバーをふまえ、他保健所を参考とするなどして、構成員(案)を作成し、連携推進会議に提案する。
- 「検討会議」の構成員については、基本的にはこれまでの検討会議の体制を引き継ぐことを基本としながら、専門部会に提案する。